

《 東 上 野 地 区 町 会 連 合 会 》

日時：12月6日（金） 午後4時から（会 場：東上野区民館）

◇ 「暮らしのしおり わたしの便利帳」の作成目的について

質問	回答	対応
<p>台東区が発行の「暮らしのしおり わたしの便利帳」を入手し拝読しました。令和4年度の東上野地区の区長と語る会で「暮らしのしおり わたしの便利帳」の作成目的について質問させていただきました。</p> <p>今日は、「わたしの便利帳2024」の裏表紙の「もっと知りたい！台東区」のことについて質問します。</p> <p>「わたしの便利帳2022」「同2023」の裏表紙は「ツイッター」と表示がありますが、「同2024」は「X」とあります。また台東区公式「X」とあります。</p> <p>そこで、この「ツイッター」から「X」に変わったことについて、わかりやすい説明文の記載をしたほうが良いと思いました。追加する考えはあるのでしょうか、教えてください。</p>	<p>「暮らしのしおり わたしの便利帳」は、区役所での手続きや施設案内など、区民の皆様の暮らしに役立つ情報を1冊にまとめている冊子で、毎年発行しています。そして裏表紙には、区の公式LINEやYouTubeなどをご案内しています。</p> <p>運営会社に変更したことに伴い、「Twitter」の名称が「X（エックス）」に変更されましたが、区ではしばらくの間は「X」と「旧Twitter」を併記していました。その後、一定の期間が経過し、「X」の認知も広がったと考え、現在は「旧Twitter」の併記はしていません。</p> <p>しかし、「X」の1文字では、これが何を示すのかがわかりにくいというご意見はあるかと思えます。今後は、「X」の文字の後ろにカタカナを併記してまいります。</p>	◇

◇民有灯補助金について

質問	回答	対応
<p>町会内に設置している防犯灯は、町会で維持管理し、電気代も町会で負担しています。これに対し、台東区より毎年「民有灯補助金」をいただいておりますが、昨今の電気代高騰により、町会の負担がかなり大きくなっています。具体的には、当町会より東電へ支払っていた防犯灯電気代8,000円前後が、現状では約13,000円になっています。しかし、台東区よりいただいている補助金は年約70,000円（月約5,800円）のままです。</p> <p>町会費収入の増収が見込めない中、町会を維持するための経費は増額する一方ですので、「民有灯補助金」の増額を検討していただけないでしょうか。</p>	<p>町会が所有している防犯灯は、私道の安全を確保するもので公益性が高いため、区では現在も維持管理費の一部を補助しています。</p> <p>町会で設置した防犯灯は、町会での維持管理となりますが、物価変動による維持管理費の増減については、区としても認識しているので、今後とも適切な補助金額となるよう検討してまいります。</p> <p>なお、区では私道防犯灯の設置助成を行っており、町会が私道防犯灯の新設や取り替えを行う際に、区の立会いのうえで申請をいただければ、町会の負担なしで防犯灯を設置することができます。蛍光灯より省エネなLED灯に取り替えることで、電気料金やランプ交換など維持管理費が軽減できますので、ぜひご活用ください。</p>	<p>☆</p>

◇民泊事業者と宿泊施設に宿泊する旅行者のごみ処理に対するモラルと秩序

質問	回答	対応
<p>民泊事業所付近にごみが散乱し、スーツケースなどが放置されています。届出民泊事業者は、区から定期的に町会へ通知していただいておりますが、事業者からの責務である周辺住民への事前周知が町会にはありません。ごみ問題の衛生面や、治安の観点からも事業者と顔見知りであることは、町会にとってとても重要です。</p> <p>民泊事業者に対して、町会への事前周知の徹底と事業者の責務としての町会加入の奨励をお願いいたします。</p>	<p>町会加入については、保健所での届出相談時に資料を渡し、所管課をご案内することも可能ですので、今後対応してまいります。</p> <p>また、届出前の事前周知については、「東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例」において、当該住宅に隣接する家屋と110m以内にある学校・保育園等が周知対象となっており、指導を行なっているところです。なお、住宅宿泊事業者の届出情報は、区公式ホームページで一覧を公表しています。</p> <p>民泊付近のごみについては、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさぬよう、届出住宅の場所と状況が特定できれば現場の状況確認を行い、関係各所と連絡を取り合いながら対応しますので、保健所の生活衛生課までご連絡ください。</p>	<p>◇</p>

◇町屋斎場等の火葬場併設民営斎場の費用高騰に対する公的補助および対策について

質問	回答	対応
<p>昨今、火葬費用の格差の問題が話題となっていると思いますが、斎場の公営・民営による原因と、民営に頼らざるを得ない地域の問題があるのではないかと思います。</p> <p>補助金等ではなく、他区との連携を図りながら、都の埋立地を利用することなどを含め、今後どのように考えているかご教示ください。</p>	<p>本件については、町屋斎場等の民営火葬場がある6区において、令和4年度に火葬場経営に求められる公益性等について調査を行い、その結果、公益目的に反する行為は認められなかったと聞いています。</p> <p>また、東京23区で行なっている区民葬儀をご利用いただければ、都営の火葬場と同額で、民営火葬場の施設の一部をご利用いただけます。この区民葬儀では、その取扱業者の指定や取扱料金の設定等を、葬儀取扱業者団体や斎場組合、特別区職員の代表で構成される「特別区区民葬儀運営協議会」にて検討を行なっています。</p> <p>引き続き台東区だけではなく、東京23区全体的なこととして対応してまいります。</p>	<p>—</p>